

社員等安否確認は 社員の協力が前提である！

19日、社員等安否確認の訓練が実施されます。安否確認は、2011年10月に「安否確認システム」が施行され、これまで訓練が年2回（3月、8月）実施されました。今回で訓練は7回目になります。

2011年6月30日、会社から社員等安否確認の説明を受けた時に、私たちJR東海労は携帯電話メールアドレス登録について「協力であり強制でないこと」を確認しています。メールアドレスの登録や返信は、社員の協力が前提で強要ではないことはあたりまえのことですが、会社の命令と服従の労務管理からすればあえて確認しなければなりませんでした。

しかし、ほとんどの社員が携帯電話メールアドレスを登録していますが、登録することがあたりまえであるかのようになっています。また、携帯電話メールアドレスを登録していない社員に対しては、自ら電話等により報告することは社員として当然の責務であると言っています。過去の訓練において、携帯電話メールアドレスを登録していない社員が、安否確認の電話をかけなかったことに対して「自ら会社に電話することになっているのに、なんで電話をかけてこなかったのか」などと管理者から言われています。

社員に協力を求める会社の姿勢が必要！

社員等安否確認はあくまでも社員の協力が前提です。会社も社員の協力であると言っています。しかし、毎年2回実施されてきた訓練は、業務指示で実施されているかのように受けとめられます。訓練の実施についての掲示に、「社員の皆様の協力をお願いします」という文字がどこにもありません。2011年8月、新大阪駅の安否確認説明会で配布された資料の最後に「社員の皆さんはご協力をお願いします」とありました。また、これまで訓練が終了した後も「協力ありがとうございました」という掲示は一切ありません。

社員等安否確認は、社員の協力がなければ成り立たないシステムです。登録して返信することがあたりまえであるかのような会社の姿勢は問題です。社員の協力が前提であることを、社員に伝えるような掲示も含めた会社の対応が必要です。